

水道管工事における技術者の資格要件について

芳賀中部上水道企業団では、災害に強い水道を目指し平成 29 年度発注の水道管工事から配管技術者に下記のとおり資格要件を義務づけることといたします。

記

1 対象工事

全ての水道管工事（新設・移設・布設替）

2 適用時期

平成 29 年度発注工事（経過措置あり）

3 資格要件

配管技術者は、配管・接合に関する特殊な知識や技能の習得が要求されることから、各管種の配管作業に従事する技術者を配管技能者として次のとおり資格要件を満たした者を配置すること。

管 種	資 格 要 件
ダクタイル鋳鉄管（K 形等一般継手）	（公社）日本水道協会の配管技能者名簿「一般」登録
ダクタイル鋳鉄管（NS 形等耐震継手）	（公社）日本水道協会の配管技能者名簿「耐震」登録
ダクタイル鋳鉄管（大口径）	（公社）日本水道協会の配管技能者名簿「大口径」登録
配水用ポリエチレン管	配水用ポリエチレンパイプシステム協会の講習修了者

※配管技能者は、元請業者または下請業者の有資格者とする。

4 経過措置（下請業者は適用外）

早急な資格取得が困難な場合は、次のとおり経過措置を設けるものとする。

1 平成 30 年 3 月までの措置

当企業団または、他水道事業者が発注した過去 5 年以内の水道管工事において、元請または下請で該当する管種の工事实績がある配管技術者を配置し、工事实績の証明ができること。

なお、実績により資格要件とする場合は、必ずメーカーの技術指導を受けること。

（費用が生じる場合は請負者負担とする。）

2 平成 31 年 3 月までの措置

日本ダクタイル鋳鉄管協会の「JDP A 継手接合研修受講証」があるもの。